

令和3年第1回大玉村議会定例会会議録

第14日 令和3年3月15日（月曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 斎 藤 信 一	2 番 渡 邊 啓 子	3 番 菊 地 厚 徳
4 番 本 多 保 夫	5 番 松 本 昇	6 番 佐 原 佐百合
7 番 鈴 木 康 広	8 番 武 田 悦 子	9 番 佐 原 吉太郎
10 番 須 藤 軍 蔵	11 番 押 山 義 則	12 番 菊 地 利 勝

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 佐 藤 吉 郎	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住 民 福 祉 部 長 中 沢 武 志	産 業 建 設 部 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 菅 野 昭 裕
教 育 部 長 兼 生 涯 学 習 課 長 作 田 純 一	政 策 推 進 課 長 舘 下 憲 一
税 務 課 長 菊 地 健	住 民 生 活 課 長 安 田 春 好
健 康 福 祉 課 長 後 藤 隆	再 生 復 興 課 長 伊 藤 寿 夫
産 業 課 長 渡 辺 雅 彦	建 設 課 長 杉 原 仁
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 中 沢 み ち 子	教 育 総 務 課 長 橋 本 哲 夫

4. 本会議案件は次のとおりである。

議案審議

質疑・討論・表決

議案第20号 令和2年度大玉村一般会計補正予算について

議案第21号 令和2年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第22号 令和2年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について

議案第23号 令和2年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第24号 令和2年度大玉村介護保険特別会計補正予算について

議案第25号 令和2年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第26号 令和2年度大玉村水道事業会計補正予算について

議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について

委員会付託事件（令和3年度予算議案）の委員長審査報告

委員会委員長審査報告に対する質疑

議案の討論・表決

議案第 27 号から議案第 34 号まで

- ①議案第 27 号 令和 3 年度大玉村一般会計予算について
- ②議案第 28 号 令和 3 年度大玉村国民健康保険特別会計予算について
- ③議案第 29 号 令和 3 年度大玉村玉井財産区特別会計予算について
- ④議案第 30 号 令和 3 年度大玉村農業集落排水事業特別会計予算について
- ⑤議案第 31 号 令和 3 年度大玉村土地取得特別会計予算について
- ⑥議案第 32 号 令和 3 年度大玉村介護保険特別会計予算について
- ⑦議案第 33 号 令和 3 年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について
- ⑧議案第 34 号 令和 3 年度大玉村水道事業会計予算について

委員長審査報告並びに審査報告に対する質疑・討論・表決

陳情第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情
について

閉会中の継続調査申出について

(1) 議会運営委員会

追加議案審議

議員発議第 1 号 大玉村議会会議規則の一部を改正する規則について

議員発議第 2 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書につい
て

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 菊地拓也、鈴木真一、藤田良男

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第1、議案第20号「令和2年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） まず1件は、36から37ページにかけての住民、戸籍関係の中で、個人番号カードの交付、これ、100%国のお金でやるんだからあれだけでも、1件当たりの金額での積算なのか、あるいはそういうことにかかわらず、これらの事業全体としてこれだけのお金がかかるのかという、ここら辺の関係についてお尋ねします。

それから、もう一件は、48ページから49ページにかけての農業振興に要する共通経費の中での農耕用運転免許取得の補助について、200万ということでの補正がありますが、令和3年の当初予算では80万ということですが、これらのそういう状況の関係なり、今までの状況などについてお知らせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 10番議員さんにお答えをいたします。

36ページから37ページにかけてに記載ございます戸籍、住民基本台帳事務に要する経費の個人番号カード交付事業負担金、こちらの積算の中身についてのご質問でございます。

こちらにつきましては、マイナンバーカードの作成、交付を行う国の機関でございます地方公共団体情報システム機構、こちらの事務経費を各市町村のカード交付件数、それから住基人口割、そういったもので案分し負担するものでございます。議員さん言われたとおり、国から10分の10の補助を受けての実施ということになってございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（渡辺雅彦） 10番議員さんにお答えいたします。

49ページの農耕用運転免許取得推進事業補助金についてですけれども、今回、200万円計上は現段階の予算の中で動いておりました。ほかの補助金の精算も合わせまして、今回200万円の計上をさせていただいたところです。

事業費につきましては、総事業費の5分の1、上限2万円ということで見込んでお
りまして、100件分を見込んでおりまして、200万円の計上ということにさせて
いただいております。

令和3年度につきましては、40件分の80万円ということで予算計上させていた
だいておりますけれども、こちらにつきましてはあくまで見込みでございますので、
令和3年度も、その後申請が増えれば補正等で対応していきたいというふうに考えて
ございます。

現在の状況でございますけれども、2月末現在ですと申請者が86件、申請額のほ
うが130万2,500円ということでなっております。年度内に大体ぎりぎりにな
るのかなというふうに見込んでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。11番。

○11番（押山義則） まず、33ページの備蓄倉庫とか災害用プレハブ関係のことにつ
いて伺います。

これ、それぞれ少しずつ減額になっておりますが、この補正の内容とこれらの事業
の進捗状況について伺います。

それから、35ページ。台湾交流事業に要する経費であります。今年は事業がで
きなかったための減額であります。この交流金の補助金とか何かについては、これ
は、内容について伺いたいんですが、これ、令和3年度では行けなかった人も含めて
の事業展開になるというようなことを伺っているんですが、補助金のそういう対象内
容について改めて伺っておきます。

それから、47ページ。ちょっと気になったんですが、農業委員会の運営に要する
経費の中で、報酬が122万5,000円のこの報酬減、これはどういう形でこうい
う、報酬なんていうので減が起こっているのか、これ確認しておきます。

それから、55ページをお願いします。55ページで、道路新設改良に要する経費
の中で交付金事業道路改良工事費3,200万が減額になっております。この理由を伺
います。

それから1点、歳入について伺っておきたいんですが、勉強不足でちょっと聞いて
おきたいんですが、10ページ、それから12ページの環境性能割という村税の
15万減と、環境性能割交付金、減額519万になっておりますが、これの仕組みとこ
の減額理由、改めて伺います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 11番議員さんにお答えいたします。

32ページから33ページにかけての災害対策に要する経費のうち、備蓄倉庫関係
の予算の内容、それから進捗状況についてのご質問でございます。

まず、12、委託料に計上してございます備蓄倉庫等建築設計監理業務委託料、こ
ちらにつきましては、予算額159万円に対しまして、執行額145万8,000円、

13万2,000円の予算補正減という形でございます。

次に、その下14、工事請負費に計上してございます備蓄倉庫等建築工事費、こちらにつきましても、予算額1,320万円に対しまして実績額1,197万9,000円となっておりまして、122万1,000円の減額補正、さらにその下、災害用プレハブ倉庫設置工事費、こちら、3ふれあいセンターに設置するプレハブ倉庫の工事ですが、これにつきましても予算額300万円に対しまして執行額120万円の執行ということで、今回180万円の減額補正をさせていただいております。2つの備蓄倉庫、プレハブ倉庫とも年度内に完成は見込まれる予定となっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（館下憲一） 11番議員さんにお答えいたします。

35ページ、台湾の関係の交流事業でございます。こちらの補助金につきましては、現在、新しい年度のほうで該当するものがあれば活用したいということで、探しながら検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 農業委員会事務局長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

47ページ、農業委員の報酬の減額に係る部分でございますけれども、まず農業委員の報酬であります。これにつきましては、基本給として年額を定め、さらに能率給として予算の範囲内で村長が定める額としてございます。

この能率給の部分、これにつきましては、県の農地利用最適化交付金の活動払い、成果払いを財源として充てることとしてございます。これについて、見込める最大の額、予算で見込んでおりましたが、活動の実績、それから県のほうの予算の配分に伴って、能率給の部分、この部分の交付金が確定したことから補正をし、報酬の部分に充当していくという考え方で補正でございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 11番議員さんにお答えいたします。

55ページ、道路新設改良に要する経費、交付金事業の補正減についてのご質問のご回答をいたします。

まず、委託料につきましては、交付金事業の完了や所要見込みによる精算による減でございます。具体的な路線につきましては、大玉西部幹線横断道路、あと、南町・石橋線（外）の2路線の路線でございます。

続きまして、14の工事請負費につきましても、こちら事業の所要見込みによる精算による補正減でございます。具体的な路線といたしましては、宮下・高久線（外）道路の改良工事となっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 11番議員さんにお答えをさせていただきます。

10ページですが、軽自動車税の環境性能割、これにつきましては、平成30年の税制改正に伴いまして、令和元年10月から軽自動車を取得したときに取得時に課税される税金です。従前、普通乗用車については自動車取得税交付金というのがありましたが、これが軽自動車にも適用され、名称が環境性能割というふうになってございます。

当初、120万ほど計上しました。月10万円くらいは入るだろうという見込みでしたが、月平均8万7,000円にとどまりまして、課税台数が5台から7台、いわゆる軽乗用車について、4つ星とか3つ星とかいろいろあるかと思いますが、経過措置について100分の1から100分の3までの税率を適用しているんですが、時限的に販売台数を伸ばすというそういった政策的な部分から1%程度ずつ税率が引下げになっております。こういったことも原因して、見込みよりも15万5,000円ほど下がってしまったというような中身でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

12ページでございます。下から2段目にございます環境性能割交付金、こちらの減額についてのご質問でございます。

これにつきましては、今、税務課長のほうで答弁させていただきました、軽自動車に代わる、これは普通自動車の対応の交付金になります。今ご説明いただきましたとおり、令和元年の税制改正が施行されまして、自動車取得税交付金に代わるものとしての環境性能割交付金ということになります。

制度が変わりまして、その令和2年度の見込額の算出が大変困難でございました。このために、自動車取得税交付金相当額を計上しておりましたが、実績を見まして、8月と12月の交付額がかなり下がってきておりました。このために3月見込額をある程度想定しまして、519万4,000円の減額を計上させていただいたところでございます。

ちなみに、8月実績分が122万6,000円、12月分の交付が159万1,000円というふうにかなり減額になっております。こういった関係で、このたび減額させていただくという内容でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

1点質問漏れいたしました。6ページの繰越明許費について伺います。

ここで、10番の教育費の中で、小中学校学習用タブレット端末購入事業7,656万、これ繰越明許になってございますが、間もなく新年度、新学期始まり

ますが、これ、G I G Aスクールの工程表、どのようになっておられるのか伺っております。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 11番議員さんにお答えいたします。

繰越明許費に係るタブレット端末の購入事業の繰越しでございます。

今年度内の完了を見通して事業推進してまいりました。ただ、全国的なG I G Aスクールの推進というものも相まって、なおかつこのコロナも影響しているかと思いますが、タブレットの納品が遅れました。その関係で、最終的に設定して使える状態に持っていくまでに2か月程度遅れを生じております。2か月ですので、5月いっぱい completion見込みを現在しておりますが、なので、実際にネットワーク関係につきましては、年度内に工事のほうは完了する見込みです。ただ、タブレット端末のほうは2か月程度遅れるということで、現在のところ進行している状況です。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。8番。

○8番（武田悦子） 35ページ中段にあります③農業関係除染等に要する経費、これ、東和の仮設焼却炉に搬入する部分かというふうに思うんですけども、東和の仮設焼却炉、地震等々でも被害を受けたというふうに聞いておりますが、その詳しい中身と、あと、そういうお話を議会とかには説明をする必要がないのかどうか、どうなんでしょう、地震でのこの被害というのは聞いたような気がしないんですが、そのあたりを確認したいというふうに思います。

次に、37ページ。個人番号カード、かなり伸びているというお話を聞いております。マイナポイント等々、国の政策がそれを後押ししている部分があるのかなというふうにも思いますが、この個人番号カードがいろいろなところに波及していくという話を聞いているんですが、そのあたりを具体的に、お分かりでしたらお答えいただきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 8番議員さんにお答えいたします。

35ページ関連、農業系の予算ではございますが、施設に関して、再生復興課のほうで担当してございますので、私のほうから答弁させていただきます。

ご指摘のとおり、さきの3月12日の地震において損傷いたしまして、環境省のほうで新聞等の発表はございました。当初1か月程度という見込みで、いわゆる排気ダクトのほうのずれが生じて運転に支障を来すという状況でございました。

先週の末に見込みが立ったということで、間もなく稼動ということで聞いてございます。その間、ちょっと工程等が見えなかったものですから、議会等への説明がちょっとできなかったということでご理解をいただければと思います。現時点で、作業工程等の遅れというのは現在のところちょっと聞いてございませんが、間もなく稼動というふうに聞いてございますので、正常に戻るのかなと思ってございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8 番議員さんにお答えをいたします。

1 か月程度遅れるということのお話をいただいておりますが、ただ、焼却する中で、それもできるだけ縮めたいということですので、当然、修理に 1 か月かかりましたので、1 か月の遅れというのは工程的には当然ですが、最終的には予定どおりに持っていきたいというふうな話を受けております。

担当のほうにも広域のほうから資料が来ていると思いますので、後で、その内容等についての絵図面もありますので、お渡しをしたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 8 番議員さんにお答えいたします。

37 ページに記載されてございます個人番号カード交付事業関係の今後の利用につきましてのご質問でございます。

こちらにつきましては、健康保険証の利用として令和 3 年 3 月末より本格運用が開始される見込みでございます。ただし、近隣医療機関を照会しましたところ、現在のところ、医療機関での読み取り機械ですとかシステムの導入、そういったものが必要になりますので、今のところ導入の見込みはないというような回答をいただいております。

そのほかに、時期は未定でございますけれども、運転免許証との併用なども今後、国のほうで検討されているものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 仮設焼却炉の件ですが、本宮の災害ごみも搬入しているというお話も聞いているんですが、それでも予定どおりには終了できるということでしょうか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答え申し上げます。

本宮だけではなくて、二本松のごみも持ち込んでおります。今回の地震での壊れた部分の遅延については 1 か月プラスということになりますから、最終的にスケジュール来ていますので、本宮も二本松も、我々もそうですが、3 月の全員協議会でその資料を示すと、説明をするということで 2 市村申合せはしておりますので、3 月の全員協議会のときに、今頂いている資料、その中にも工程表が入っておりますので。ただ、今日お渡しできれば、説明はその資料を見ていただければ分かることですので、今日、時間があればコピーをしてお渡ししようかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） そのほか質疑はございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第2、議案第21号「令和2年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。11番。

○11番（押山義則） 国保会計の歳入について、1点だけ伺います。

今回、一般会計の繰入金、保険基盤安定制度繰入金と財政安定化支援事業繰入金ということで、1,189万ほど繰入れになっています。それから一方、繰入金として、国民健康保険財政調整基金繰入金が2,000万ほど減額になっています。これらについて、この仕組みについて状況説明お願いしておきます。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 11番議員さんにお答えいたします。

74ページから75ページにかけて、一般会計からの繰入金、それから財政調整基金繰入金、これらの関係でございますが、まず一般会計からの繰入金につきましては、保険基盤安定制度繰入金ということで、低所得者の方の保険料軽減分の繰入れを補正するもの、また、その下の財政安定化支援事業繰入金につきましては、市町村間の格差を補正するものということで、共に国民健康保険法で定める法定内繰入れということで、こちらは医療費の確定によりまして算出されるものでございます。

さらにその下、財政調整基金繰入金につきましては、前年度の繰越金、それから当該年度の医療費などを勘案しまして、剰余金の中から今年度3,000万円の取崩しを予定していたものを、今年度1,000万円の取崩しという形に補正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第２１号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第３、議案第２２号「令和２年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第２２号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第４、議案第２３号「令和２年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第２３号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） 日程第５、議案第２４号「令和２年度大玉村介護保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第２４号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） 日程第６、議案第２５号「令和２年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第２５号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） 日程第７、議案第２６号「令和２年度大玉村水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第26号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第8、議案第35号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第35号を採決いたします。

本案を推薦することに異議なしと決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり推薦することに異議なしと決定されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） ここで資料を当局に配付いたします。（資料 配付）

日程第9、議案第27号「令和3年度大玉村一般会計予算について」から議案第34号「令和3年度大玉村水道事業会計予算について」までを一括議題といたします。

これより付託した予算審査特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。6番。

○予算審査特別委員会委員長（佐原佐百合） 報告いたします。

予算審査特別委員会報告書。

議長の命により、予算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

特別委員会に付託されました議案第27号から議案第34号までの令和3年度予算議案を審査するため、3月8日に議場において特別委員会を開催し、全委員出席の下、総務文教分科会、産業厚生分科会の2分科会を設置して審査することといたしました。

分科会では、所管する予算項目、特別会計について慎重なる審査がなされました。

また、3月12日には予算審査特別委員会を開催し、分科会座長からの報告を受け、報告に対する質疑応答が行われました。

以下、分科会ごとの審査結果を報告します。

総務文教分科会においては、3月9日、10日の2日間、第2委員会室において全

委員出席し、さらに付託事件について説明を受けるため、総務部長、政策推進課長、税務課長、教育部長、教育総務課長、会計管理者兼出納室長に出席を求め、分科会を開催いたしました。

分科会では、令和３年度大玉村一般会計予算の歳入全般及び歳出について、総務部、出納室、教育委員会の所管に関する予算並びに他の分科会の所管に属さない事項の予算、令和３年度大玉村玉井財産区特別会計予算、令和３年度大玉村土地取得特別会計予算について、１５０件を超える質疑をするなど慎重なる審査を行いました。

総務部については、①新たな公共交通システムの在り方の検討に当たっては、現在利用している方々が不便を来さないよう声を聞きながら進めること。②定住促進対策について、来て「おおたまむら」住宅取得支援事業補助金など新たな制度ができることから、既存の移住支援金事業補助金制度と併せ、効果的な周知方法を検討し、さらなる定住人口増加に努められたい。

教育部については、①小学校の鼓笛隊活動はコロナ禍により引継ぎができなかったが、一度途切れると復活させることが難しくなる。学習指導要領の改訂による授業時数の確保やGIGAスクールのタブレット導入に伴う先生方の多忙化など、学校を取り巻く状況も理解できるが、伝統ある活動が継続されるよう検討されることを望む。②家庭教育支援活動について、新たな制度であることから、内容を深く理解され、実効性のある事業となるよう努力願いたい。

これらの経過を踏まえ、採決を行った結果、全委員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたとの報告がなされました。

産業厚生分科会においては、３月９日、１０日の２日間、第１委員会室において全委員出席の下、さらに付託事件について説明を受けるため、住民福祉部長、住民生活課長、健康福祉課長、再生復興課長、産業建設部長兼農業委員会事務局長、産業課長、建設課長に出席を求め、分科会を開催いたしました。

分科会では、令和３年度大玉村一般会計予算の歳出のうち、住民福祉部、産業建設部及び農業委員会の所管に関する予算、令和３年度大玉村国民健康保険特別会計予算、令和３年度大玉村農業集落排水事業特別会計予算、令和３年度大玉村介護保険特別会計予算、令和３年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算、令和３年度大玉村水道事業会計予算について慎重に審査いたしました。

新型コロナウイルス感染症から住民の生命・生活を守ってきたこれまでの対策に加え、新たな生活様式を支えるために必要な施策についての様々な展開が求められます。

住民福祉部については、①新型コロナウイルスに関して、ワクチン接種事業を含め全体的な相談業務の体制を整えること。②高齢者支援について、人間ドック事業の対象年齢拡大や虐待等の早期発見など、関係機関と連携の上、充実を図ること。③保育所の社会福祉協議会移管後の運営体制について充実を図ること。④住民の安心・安全の観点から、生活道路への防犯灯設置事業及び大規模畜産農場の悪臭防止対策について引き続き取り組むこと。

産業建設部については、①農家の規模や実情に応じた細やかな支援及び有害鳥獣被

害防止対策のさらなる充実を図ること。②西部幹線道路をはじめとする村道の新設改良をさらに進めること。③スマートインター広域的検討が村の振興発展につながる取組とすることとの意見を付し、付託された全ての案件について、厳しい財政状況の折、一層効率的な予算執行に当たることを要望し、全委員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたとの報告がなされました。

これらの報告を受け、各分科会座長に対し質疑を行いました。質疑はありませんでした。

以上、予算審査特別委員会において慎重に審査した結果、付託された議案第27号から議案第34号までの全ての議案について、全委員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、予算審査特別委員会審査結果の報告といたします。

令和3年3月15日

予算審査特別委員会委員長 佐 原 佐百合

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

○議長（菊地利勝） ただいま予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

特別委員会委員長の報告に対する質疑につきましては、議会の運営に関する基準第97の規定に基づき、省略することといたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第10、議案第27号から議案第34号までの各議案について、順次討論並びに採決を行います。

議案第27号「令和3年度大玉村一般会計予算について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号「令和3年度大玉村国民健康保険特別会計予算について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第２８号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２９号「令和３年度大玉村玉井財産区特別会計予算について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第２９号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３０号「令和３年度大玉村農業集落排水事業特別会計予算について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第３０号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３１号「令和３年度大玉村土地取得特別会計予算について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第３１号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３２号「令和３年度大玉村介護保険特別会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第３２号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３３号「令和３年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第３３号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３４号「令和３年度大玉村水道事業会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第３４号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前 11 時 5 分といたします。

（午前 10 時 48 分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前 11 時 05 分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第 11、陳情第 1 号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」を議題といたします。

本件について、付託いたしました産業厚生常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。8 番。

○産業厚生常任委員会委員長（武田悦子） 報告いたします。

産業厚生常任委員会報告書。

議長の命によりまして、産業厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る 3 月 2 日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました陳情第 1 号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」を審査するため、3 月 2 日午後 3 時から第 2 委員会室において全委員出席、さらに付託事件に対する参考意見聴取のため産業建設部長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

本陳情については、政府が最低賃金を毎年 3 % 程度を目途として引き上げ、全国加重平均 1,000 円を目指すと閣議決定をしていること、福島県内の労働力確保、人口流出抑制のためにも最低賃金の引上げは必要であるとの意見が出され、慎重に審査した結果、全委員一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、産業厚生常任委員会に付託されました本陳情についての審査結果を報告いたします。

令和 3 年 3 月 15 日

産業厚生常任委員会委員長 武 田 悦 子

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第 1 号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございません

か。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第１２、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第７５条の規定に基づき、既にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 次に、追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程 配付）

配付漏れはございませんか。（なし）

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議員発議第１号「大玉村議会会議規則の一部を改正する規則について」並びに議員発議第２号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について」が提出されました。

お諮りいたします。

議員発議第１号から議員発議第２号までをそれぞれ順番に日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、議員発議第１号から議員発議第２号までをそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第１から追加日程第２として議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第１、議員発議第１号「大玉村議会会議規則の一部を改正する規則について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。１０番。

○１０番（須藤軍蔵） 議員発議第１号「大玉村議会会議規則の一部を改正する規則について」

上記議案を別紙のとおり地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条第１項の規定により提出いたします。

令和３年３月１５日

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

提出者 大玉村議会議員 須 藤 軍 蔵

賛成者 大玉村議会議員 佐 原 佐百合

それでは、提案理由を申し上げます。

本案は、「標準」町村議会会議規則の一部改正が令和３年２月９日に決定されたことに伴う、規則の改正であります。

第２条第１項において、男女の議員が活躍しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、第２項においては母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

第８９条第１項については、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしくお願いをいたします。

○議長（菊地利勝） 議員発議第１号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第２、議員発議第２号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。７番。

○７番（鈴木康広） 議員発議第２号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について」

地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

令和３年３月１５日

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

提出者 大玉村議会議員 鈴 木 康 広

賛成者 大玉村議会議員 菊 地 厚 徳

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約２０万人も減少し、人手不足は深刻化しています。

人手不足を補うための外国人労働者数も対前年比で約13.6%増加し、障がい者雇用数も県内民間企業で過去最高を更新、パート労働者、契約社員・派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の約4割を占め、雇用形態の多様化も進んでいます。労働意欲喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした、政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑み、最低賃金引き上げと早期発効は喫緊の政策でもあります。

コロナ感染拡大により、社会経済が混乱し、県民の不安や不満も日増しに強まる一方で、県民の生命と健康を守り、日常生活を支えるため奮闘する働く者がいます。社会経済の回復と安定、働く者の努力に報いることが社会の責任でもあり、極めて必要な時期でもあります。

よって、本村議会は福島県の一層の発展をはかるため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する、次の事項に関して強く要望します。

1. 福島県最低賃金は、毎年年率3%程度を目途に引き上げをはかること。また2019年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」の「より早期に全国加重平均1,000円になることを目指す。」とした方針に基づき、相応の引き上げを行うこと。

2. 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。

3. 福島県内の労働力確保、人口流出抑制・防止を見据えた金額とすること。

4. 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め、早期の発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月15日

福島県安達郡大玉村議会議長 菊 地 利 勝

以上です。よろしくお願いします。

○議長（菊地利勝） 議員発議第2号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和3年第1回大玉村議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

(午前 1 1 時 1 9 分)